

死亡届および火葬許可証の取扱いについて

平素より市民課業務にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
吉川市の死亡届の受付および火葬許可証の交付については、次のとおりとなります。

1. 本庁舎開庁時間及び駅前市民サービスセンター開館時間帯の取扱い

本庁舎及び駅前市民サービスセンターが開庁(開館)している時間は、死亡届の受付および火葬許可証の交付を即日行います。

施設名	本庁舎(市民課)	駅前市民サービスセンター(※)
所在地	きよみ野一丁目1番地	木売一丁目5番地3
開庁日 開館日	平日(年末年始を除く)	水曜日から日曜日及び祝日(年末年始を除く) (閉館日は、月・火曜日・祝日の翌日(祝日が月・火曜日の場合は水曜日))
開庁時間 開館時間	9時00分～16時30分	9時00分～16時30分
電話	048-982-5111	048-981-8111
F A X	048-981-5392	048-983-2240

(※) 東部市民サービスセンターおよび北部市民サービスセンターでは受付できません。

2. 上記以外(開庁(開館)時間外)の取扱い

本庁舎(市民課)及び駅前市民サービスセンターの開庁(開館)時間外は、本庁舎守衛室で死亡届の受付を行い、火葬許可証は、翌開庁日の10時30分以降に本庁舎(市民課)で交付を行います。

土・日・祝日に即日で火葬許可証が必要な場合は、駅前市民サービスセンターをご利用ください。

■緊急時の取扱いについて

斎場の予約時間等の都合により、火葬許可証の交付が翌開庁日では間に合わない場合限り、職員が即日対応します。

ただし、職員の到着や許可証の作成・交付までに長時間お待たせすることをあらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

吉川市役所 市民課 市民係
代表 048-982-5111
直通 048-982-9692